

令和 6 年度 第 1 回稲敷市入札監視委員会 審議概要

開催日時	令和 6 年 7 月 26 日（金）午後 2 時 00 分から
開催場所	稲敷市役所 4 階 委員会室 1
委 員	委員長 祐川 直己 氏（弁護士） 鴻田 利雄 氏（元地方公務員） 坂野 喜隆 氏（大学教授） 中村 道子 氏（公認会計士・税理士） 木内 卓 氏（司法書士）
審議対象期間	令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
審議案件	6 件
一般競争	1 件
指名競争	3 件
随意契約	2 件
委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等	別紙のとおり

別紙

事案 1 : 5 国補あずま浄化センター機械設備改築工事

【抽出理由】 予算価格、契約金額がともに入札案件中、第 1 位のため。

主 管 課	下水道課
発 注 方 法	事後審査型一般競争入札
入 札 日	令和 5 年 9 月 21 日
入札参加者数	4 者
予 定 価 格	272,734,000 円 (税込)
最低制限価格	250,915,280 円 (税込)
落 札 金 額	250,915,280 円 (税込)
落 札 率	92.00%
質問・意見	回答
設計金額の機器費について、157,800,000 円となっていますが、落札業者から提出された内訳書には、128,552,000 円と記載されています。落札金額が設計金額より 29,248,000 円低くなっています。こちらは、品質の問題等はありませんか。加えて、同じ仕様の機械であるのか確認は行っていますか。 資料を見ますと、入札時 3 社の入札金額が同額になり、くじ引きの結果を基に落札業者を決定していますが、応札順序欄に記載されている 0～2 の数字は何ですか。	品質については、材料承認を行っており、品質の証明は確認しております。 稲敷市では、茨城県と共同で電子入札で入札を行っております。入札金額が同額になった場合は、くじ引きで落札候補者を決定する形になります。入札参加業者は入札金額入力と同時にくじ引き時に採用するくじ番号を予め入力します。応札順序欄の数字に関しましては、応札した順番になります。1 番目に応札した業者は 0 番、2 番目に応札した業者は 1 番、3 番目に応札した業者は 2 番といった形になります。そして、同額での入札の場合は、電子入札システムがくじ引きに参加

落札業者はポンプメーカーとのことでしたが、落札業者と同額で入札した A 社や B 社も、同じポンプメーカーなのか。ポンプメーカーでなくとも、今回の業務が行えるのですか。 メーカーでないことまでは、把握しているが、正規代理店かということは把握していないということですか。 それは、落札しなかった為、調べなかったということですか。 先程、質問があった機器費が 3,000 万円近く安くできるのはメーカーであるこ	する全てのくじ番号を足し、その合計数を参加した業者数で割ります。その結果、計算で出た余りの数と応札順序の数が同じ業者が落札候補者となります。計算の結果、余りが出なかった場合は、応札順序番号は 0 番の業者が落札候補者となります。 ポンプメーカーとしては、落札業者は大きい会社となります。A 社や B 社はポンプメーカーではありませんが、正規代理店になっている可能性はございます。 担当課では詳細の情報は持っておりません。 入札公告の入札参加資格をご覧ください。2 番「建設業法第 3 条第 1 項の規定により、機械器具設置工事業の許可を有する者。」3 番「機械器具設置工事業において、特定建設業の許可を有する者。」4 番「入札参加資格者名簿に登録時に機械器具設置工事において総合評定値（P）が 1000 点以上のものである者。」5 番「機械器具設置工事について、年間平均完成工事高が 2 億 7 千万円以上の者。」と記載があり、落札業者や A 社、B 社の 3 社ともこれらの資格を有し、入札に参加しております。先程、落札業者はポンプメーカーとの説明がありましたが、3 社ともに機械器具設置工事業者となります。 はい。私どもで把握できない金額があると思います。
---	---

とが理由になっているのではなく、業者に対して、販売する金額がそもそも安い金額なのではないかと疑問に思いました。業者の中で流通する金額は別にあり、把握できていない金額があるのではと考えて質問させて頂きました。

先程の設計書の機器費 157,800,000 円について、見積もりで定価を聞いたということですが、それ以外の直接工事費や間接工事費等は、稲敷市で積算したということですか。

設計書総括表の「高率」と「単独費」というのは何ですか。

機械類は汎用的なものです。それとも、この設備のために製作するようなものですか。

オーダーメイド的な部分が多いということですか。

オーダーがあれば作るということで、在庫として置かないということですか。

例えば、他の施設で使用しているものこの設備で使用するものはどちらが、独自性があるのですか。

はい。

「高率」というのは、国の高率補助対象の項目という意味で、「単独費」は、市の単独の事業という意味になります。

全ての場所の下水処理場が同じ大きさではない為、すべて製作する形になります。

はい。ポンプ類というのは、大きさは決まっていますが、能力によっては、太さと深さが異なります。能力に見合ったものを汎用品として作っておいても、5年後、10年後に販売可能か分からない為、ほとんどが製作する形になります。

はい。おっしゃる通りです。今回のような処理場だけでなく、マンホールポンプもありますが、そちらも製作してもらう形が多いです。

入札時に落札業者が提出した内訳書の通り、スクリーンユニットや汚泥掻き寄せ機については、オーダーメイドで作る

既存の設計を製造するのではなく、設計からオーダーメイドするということですか。

注文を受けてから製作するとしても、大体のデファクトスタンダードがあり、そこからある程度のアレンジを加えて、当てはめられるようなものなのか、それともフルスクラッチで作るようなものなのかという疑問が出てくると思います。結論として、入札参加者 3 社が同額で入札しています。そうすると、既存のものを流用できる部分が大きいということであれば、そのような可能性もあると思いますが、ゼロから製作していくようなものであると、同額で揃う確率はどのくらいあるのかという疑問が市民からしても抱かれるのではないかと思います。

では、設計等から細かく積み上げていく作業も行われていたとは考えられますが、金額が定まった大きな要因はどちらかという最低制限価格から逆算するというアプローチだった為、このような形になったということですか。

先程、落札業者は、ポンプメーカーとして大きな会社との説明がありましたが、他市町村等でも、今回の案件同様の金額の工事が発注されているかと思います。

形になります。その他のポンプについては、使用可能なものはありますが、そのポンプを入れるものの大きさが合わなかった場合は、ポンプに合わせた能力があるものを作って頂く形になります。

はい。請負業者で現地確認を行ってから作って頂く形になります。

一般競争入札においては、最低制限価格を設けており、今回の入札は、最低制限価格と 3 社が同額という結果でした。最低制限価格の求め方や予定価格は公表しておりますので、業者が最低制限価格を見込んで積算した結果、3 社が同額になったと推測します。

はい。そのようなことも考えられます。

はい。近頃のポンプの新設の際は、落札業者ではなく、別のポンプメーカーのポンプが増えております。

稲敷市だけが、特別の対応を受けていることはないということで、合っていますか。

金額等を見た時の印象として、市民が疑問を持つようなところについて、きちんとご説明をいただきましたので、非常によく分かりました。今後ともそのようなスタンスで続けていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

事案 2：令和 5 年度 旧阿波小学校不動産鑑定（土地・建物）評価業務委託

【抽出理由】落札率が指名競争入札の中で最も低いことについての合理性について。

主 管 課	管財課
発 注 方 法	指名競争入札
入 札 日	令和 5 年 10 月 18 日
指名業者数	5 者
入札参加者数	5 者
予 定 価 格	825,000 円（税込）
落 札 金 額	407,000 円（税込）
落 札 率	49.33%

質問・意見

回答

不動産鑑定評価を利用する目的を教えてください。

令和 3 年 3 月に旧阿波小学校が廃校になってから、3 年が経っております。これまでに跡地の利活用に関して、サウンディング型市場調査等を行ってきました。今回、地元の方と懇談会を行い、土地や建物に関しては、売却というような形で理解を得て、令和 6 年 4 月から民間活用の相手方を選定する公募型プロポーザル方式で利活用を進めております。今回の事業で、土地や建物の売却金額を、算定する為に、不動産鑑定をしました。

売却前提のための基礎資料ということですか。

はい。おっしゃる通りです。

近隣市町村で、売却できた事例はあるのですか。他の自治体を見る限り、他の自治体でも、ほとんど対価が見込めない形になっていたかと思います。今回の売却というのも、果たしてできるのかという疑問があります。

公募型プロポーザルの結果、サウンディング型市場調査で旧阿波小学校の提案が 1 件あった為、今回このような形で、進めさせて頂いているのが現状になります。そして、①土地の売却、②建物等の解体、③民間が提案する施設・避難所の設置がこちらで求める提案水準となり、1 社から提案を頂きました。提案の内容は、すで

土地や建物の鑑定評価について、収益還元価値の割戻で行うと聞いたことがあります。つまり、毎年の収入を現在価値に割り戻すというのが、比較的最近の評価方法と聞いていましたが、それを考えた時に利用方法によって価値が異なると思いますが、仕様書にはその記載がありません。応札業者からこのような質問はありませんでしたか。 その前段階から、ある程度地元の情報として、話が出ていたので、仕様書に記載がなくても分かっていたということですか。 旧阿波小学校は、市街化区域ですか。それとも、市街化調整区域ですか。 他市町村で、廃校が市街化区域にあり、解体費も含めると金額が高くなり、入札成立が難しくなるというような状況になるということがあります。今回の阿波小学校でこのような議論は出なかったのですか。 跡地の利用検討委員会はなかったのですか。	に公表されておりますが、地域に根差した病院を建設していきたいという提案でした。売却金額も、この不動産鑑定で算定しました。金額は、最低価格以上の金額で提案を頂いており、その基礎資料となった不動産鑑定となります。 はい。入札において指名業者から、そのような内容の質問はありませんでした。指名業者は、県不動産鑑定協会員や稲敷市内での土地評価の実績がある業者等ですので、今回の案件の目的については、記載しておりませんが、ある程度理解していた可能性はございます。 はい。そのように推測できます。 旧阿波小学校がある桜川地区は、未線引地区になります。桜川地区同様に東地区に関しても、未線引地区になっております。 令和３年３月に廃校になってから、令和４年度末にサウンディング型市場調査を実施しています。その後、様々な議論を行った上で、サウンディング型市場調査の結果から、令和５年度に民間活用していく方針になり、プロポーザル方式で事業を進めております。 稲敷市には、利活用検討委員会という
--	--

すか。市役所としては、行っていなかった
ということですか。

その場合、担当課は企画財政課になる
のですか。

所管替え以前の担当課は何課ですか。

入札書取書を見ると、入札参加業者の
応札金額にバラつきがあるように感じま
す。設計金額に関して、どのようにして定
められたのですか。

個人的にこの業界について、詳しく分
かりませんが、業界標準価格のようなも
のがあるのでしょうか。

(他の委員より)

業界標準価格があるのかもしれませんが、
おそらく不動産鑑定というのは、単発
な仕事だと思いますので、各業者の業務
のスケジュール的に余裕があれば、応札
するというふうに個人的に考えておりま
す。

(他の委員より)

落札率が半分近い金額になっています

学校の跡地だけでなく、市有財産の利活
用等について検討する委員会がございま
す。学校跡地に特化した委員会ではあり
ませんが、その委員会で、議論を行いました。

今回、昨年度の 11 月に、行政財産から
普通財産に所管替えがあり、現在、管財課
で担当しております。

担当課は、教育委員会の学務管理課に
なります。桜川地区には旧阿波小学校の
他に旧古渡小学校、旧浮島小学校がござ
いますが、この 2 校に関しましては、行
政財産（教育財産）となっております。

予定価格につきましては、2 社以上の見
積もりから、内訳書や仕様書等を作成し
ております。昨年度の 9 月に市議会に説
明を行い、補正予算で予算化し、発注して
おります。

資料の通り、作成した設計内訳と、落札
業者から提出された内訳書と比較する

が、市民から見ると疑問に思う方もいると思います。この部分に関して、説明はありますか。

一般の市民が、これを見た時に本当に大丈夫なのかという風に疑問を持たれる方が多いと思いますし、他の事業者に依頼するべきなのではないかといった話が出かねないと思います。この部分に関しましては、市役所側の説明責任が求められると思います。何か適当な理由等があれば、教えて頂きたいです。

売却する価格というのは、市が持っているデータである固定資産税評価額等と比べると、どのような形になっているのですか。

実際の取引価格で、自治体が持っている数値というのは、固定資産税評価額や路線価等があると思います。その実際の取引価格はそれより低くなる、もしくは高くなるといったような差が生じることがあると思います。その差が生じる際に、どのような方法でバランスを取ったのですか。

土地がメインの価格の設定ですか。

結果としては、建物の使用はない為、建

と、価格に差がございます。先程、お話があったように、不動産鑑定評価の業界的に、業務スケジュールに余裕があった等の理由で、低い価格で応札して頂けたのかと考えております。また他の参加者についても企業努力をして頂き、入札して頂いたと考えております。実際に成果品として、市が求めるものを作成し、提出して頂いております。

落札業者が地元近くでの鑑定評価の実績があったことも伺っております。このような結果、入札参加者が、ある程度低い価格でも行えるという目途ができ、競争が働き、低い率で落札したと推測されます。

この鑑定の中で、近隣の事例等を調べ、算出された金額となっております。

近隣の土地の 5 か所の取引事例を比較し、その中で上の取引価格や下の取引価格を除く形で平均を取り、標準画地を選定しております。

はい。そのような取引価格になります。

はい。そのようになります。

物は安く、土地を主に評価するという
ことですか。

参加資格要件について、「コンサルタント業務の不動産鑑定に登録のある県南地域内業者」と記載がありますが、例えば、不動産鑑定士としての実務経験が、何年以上等のように登録するにあたって、そのような要件はありますか。

意見があったように、競争性が働き、低い金額で行って頂けるということはありません。ありがたいことではありますが、率直な市民の目から見た時に、疑問が出てくる可能性は否定できないと思っています。その部分に対して、どのように説明するのかというところを、念頭に入れて進めて頂ければと思います。今後ともよろしくお願いします。

現在、登録のある事業者数は、県内業者は 39 社、県南地域内業者は 20 社となっております。全ての業者に不動産鑑定士が 1 名以上います。入札参加資格者名簿の登録の際には、不動産鑑定士の登録が要る業者のみ登録されておりますので、その中から指名業者を選定しております。

事案 3：令和 5 年度 自動体外式除細動器（AED）追加設置分購入 【抽出理由】住民の安全・安心に必要な AED 機器の落札率が低いことは、住民の危惧を招く恐れがあるため。	
主 管 課 危機管理課 発 注 方 法 指名競争入札 入 札 日 令和 6 年 1 月 10 日 指名業者数 6 者 入札参加者数 5 者 予 定 価 格 4,356,000 円（税込） 落 札 金 額 2,359,500 円（税込） 落 札 率 54.17%	
質問・意見	回答
予定価格は事前公表していると思いますが、設計金額を見ると単価が 36 万円となっているのに対して、契約書に添付されている内訳書には、単価が 19 万円となっています。このような物品調達の案件に対して、予定価格の事前公表は、あまり馴染まないと思いますが、どうお考えでしょうか。 他の審議案件の時に、他の委員から意見が出ましたが、36 万円のものから 19 万円のものになっているというのは、非常に品質が疑われると思いますが、その部分はどうなのでしょう。 予定価格の 36 万円というのは、これまでの実績から導き出したのですか。	稲敷市は、現在、予定価格は全て事前公表としております。建設工事や委託業務、物品調達の全てにおいて、予定価格の事前公表ですので、予定価格が非公表での入札はできないルールになっております。 仕様書の通り、参考機種として、A 社の機種や B 社の機種を参考としております。この機種は、薬事法における国等の医療機器承認番号得ている医療機器に分離されております。金額については、価格競争が生じて低くなっていますが、品質的には、承認されているものが導入されております。 今回の案件については、B 社の機種を納品されているということです。 カタログ等を確認し、価格と業者から見積もりを頂いて、それを基に価格は決めています。

今回、追加購入となっておりますので、この前に発注をしたものがあると思います。その時はお幾らだったのですか。

説明があった以前の入札に関して、クオリティのレベルとしては、同じものになっているのですか。

そうすると、令和 5 年度の落札率が 57.52%という実績を見ると、この時より低い金額にすれば落札できるだろうと入札参加者の皆さんは予想ができるということですね。そうすると、だんだん落札率が下がってきますよね。

AED に関して、メンテナンス等があると思いますが、それも落札業者が担当するのですか。

消耗品の交換の場合は、交換後に落札業者に支払う形になるのですか。

仕様書に「期限内の使用による交換については別途とする」と記載がありますが、交換費用が対象外のように見えるのですが、これは消耗品の交換についても、契約内容に入っているのですか。

実際の AED の使用率はどのくらいですか。

令和 4、5 年度ともに AED の購入の入札を行っております。どちらの入札でも、今回の落札業者ではなく、別の事業者が落札しております。加えて、落札率は令和 4 年度が 63.64%、令和 5 年度が 57.52%と低くなっております。このように、3 度の入札において、落札率が低い入札になっております。

令和 5 年度での入札に関しては、今回と同様の B 社の機種となっております。令和 4 年度に関しては、A 社の機種となっております。

はい。おっしゃる通り、予想できる可能性はあると思います。ただ、令和 4、5 年度のそれぞれ予定価格は異なります。おそらく台数等が異なり、仕様書の内容もそれに伴い異なっております。

はい。おっしゃる通りです。AED の耐用年数中のメンテナンスと、消耗品の交換まで含めて発注しております。

いいえ、耐用年数期間中の維持管理まで含めて、発注しております。

経年劣化による交換につきましては、無料になっており、AED を使用した場合の交換になりますと、有料という形になっております。

今までに、実際に使用した機会は、ありません。

コンビニに設置してるということは、コンビニの店長や店員等は、使用方法の指導を受けているということなのですか。	稲敷広域消防本部主催の講習会開催時には、お声がけさせて頂いております。
設置と講習がセットではないと、実際に使う必要が生じた際に、落ち着いて使えないと意味がないと思います。	コンビニだと、アルバイトの店員が多いというところが、今後の課題と考えております。
市民向けに AED の使用方法の講習等は実施されているのですか。	はい。実施しております。加えて、製品の情報を見ると、音声ガイドが再生されるのはもちろん、耳が不自由な方でも分かるというような製品が、実際に設置されています。
委員から意見があったように、金額の面について、ずっと安い状態で大丈夫なのかと疑問に持たれると思います。特に市民からすると、市民の方の生命に直結するものなので、不安に持たれかねない部分だとは思いますが、今の質疑を通して、きちんとした参考機種というのが示されており、実際それが入っている為、大丈夫なんだということは、ご説明でよくわかりました。今後ともそのように続けていただければと思います。	

事案 4 : 稲敷市立桜川小学校スクールバス運行管理業務委託（単価契約） 【抽出理由】 予定価格・契約金額が最高額であり、落札率が 6 割というのは疑問を呈される可能性があるため。	
主 管 課 学務管理課 発 注 方 法 指名競争入札 入 札 日 令和 6 年 2 月 16 日 指 名 業 者 数 8 者 入札参加者数 4 者 予 定 価 格 166,929,840 円（税込） 落 札 金 額 99,264,000 円（税込） 落 札 率 59.46%	
意見	回答
資料を見ますと、入札を辞退している業者が多いと思います。辞退理由に關しまして、把握されていることがありましたら、教えて頂きたいです。 落札率が低くなったことの理由として、落札業者の車庫が、桜川小学校に一番近かったことと、国土交通省の運賃の上限額が撤廃されたことにより、それぞれの単価について多少過剰に見込んでしまったことによるものと説明がありました。が、様々なところで運転手不足の話が上がり、人件費も高いと思います。落札金額を見ますと、予定価格の 6 割程の金額になっています。この金額で問題はないのかと思いますが、この部分に関して教えて頂きたいです。	辞退届につきまして、昨年度から辞退理由を記載して頂くようにしております。その中では、「乗務員不足」や「人材車両の確保が困難」、「人員と資金不足」といった理由が記載されております。 今回の業務は、3 年の単価契約ということで、3 年間で 600 日の運行を見込んである為、1 日の単価に 600 日を掛けた価格で契約する形になっております。契約につきましては、提出された内訳書を見ますと、国土交通省が提示しているキロ制運賃の下限額が、1 キロ当たり 140 円に対して、落札業者は 150 円。時間制運賃につきましては、下限額が 5,560 円に対して、落札業者は 5,720 円となっております。このように、キロ制運賃については、下限額より 10 円高く、時間制運賃は、下限額から 160 円高く、かなり下限額に近い金額の状態になっております。落札業者の運営状況の話になる為、一概には言えませんが、事前にバス会社に聞き取った結果、キロ制運賃については約 1.3 倍程度、時間制の運賃は 1.24 倍という形で、

	通常運営をしているということを伺っております。それと比べると低い金額での落札となりますので、個人の見解としては、かなり厳しい状況となっているのではないかと考えております。また、落札業者が地元の業者ということも入札で落札した理由があると考えております。
スクールバスを運行しているのは、桜川小学校だけですか。落札業者は他の学校でも運行しているのですか。	落札業者に関しましては、この案件以外に高田小学校や江戸崎小学校、沼里小学校を別契約で請負って頂いております。全て 1 台で 2 ルートの運行という形になっております。
スクールバスの業務を行っているのは、落札業者だけなのですか。	いえ、東中学校は別の A 社、あずま東小学校は B 社、新利根小学校は C 社が落札しております。
今回の入札で、辞退した業者が他のスクールバス業務を落札しているということではないですね。	
(他の委員より) A 社は今回の入札を辞退してますね。	今回、バスを 4 台確保してもらうような委託業務になります。A 社に関しましては、保有しているバスの台数が多くないことが要因にあると推測できると思います。
前回はどこが落札しているのですか。	前は、D 社になります。
バス業者間で情報交換しているのではないかと少し考えてしまいます。	それは、考えられないと思います。バス業者間の競争は激しいので、あまりそのような情報共有はしないと聞いたことがあります。加えて、入札価格もかなり開きが多いと感じております。

今回の業務は 3 年間の契約なので、落札すれば、ある程度の収入が確保される為、ギリギリの金額でも入札している気がします。

(他の委員より)

現状、バスの運転手がいらないことから、運転手の確保に加えて、若い年代の運転手の確保が難しいと思います。そういった時に、質の低下の問題も発生してきてしまうと考えられます。

仕様書を見ると、「運行後は車内に利用者が取り残されていないか確認するとともに」と記載されています。近年、送迎バス等に園児が取り残され、悲惨なことになるということもあり、事業者に対する責務として定められているのかと思います。ただ、考え方としては、取り残された時に、外部に連絡する装置が設置されているバスを使用することを、仕様書としても求めることも考えられます。ただ、今の議論を聞いていると、あまり利益が出ないような体制で行われているところで、そこまで求めるということもあると思います。この兼ね合いが難しいと思いますが、この部分について何かお考えはございますか。

近年では、令和 4 年度に 4 件のスクールバス運行委託の入札を行っています。その 4 件の内 2 件が 63%、75%、もう 2 件は 90%代の落札率と、競争が少し激しい業界と考えております。

園児が園児バスに取り残され、熱中症等で亡くなったという事件を受けまして、国としては令和 5 年度中に、幼児施設のバスについては、置き去り防止装置を必ず設置するように要望がありました。稲敷市におきましても、公立と私立の園に対し、私立については補助という形で、置き去り防止装置を設置しております。ただ、小学校や中学校のスクールバスに関しましては、このような設置義務等は現在ありません。その為、現状は小中学生のスクールバスについては、事業者に置き去り防止の確認をお願いするような形しかないと考えております。将来的に、新たに契約する際に、仕様の中で置き去り防止装置を必ず設置することを記載するのも検討すべきと考えております。ちなみに、置き去り防止装置は、およそ 1 台

やはり、市民の生命や子どもの人体に直結するような大切な事業という意味では、非常に重要性が高い事業だと思います。当然、市として対応できるところには限りがあるのかと思いますが、市民の関心は非常に高くなってきているところだと思いますので、今後ともご検討頂く部分は多いかと思いますが、このような部分に留意して進めていただければと思います。

あたり 17 万 5000 円程で、基本の仕様で置き去り防止措置は設置できると思いますので、今後、検討させて頂きたいと考えております。

事案 5：令和 5 年度稲敷市子育て支援住宅整備 PPP/PFI 導入可能性調査等業務委託
 【抽出理由】随意契約のうち、落札率が最低であり、市民にとっても PPP/PFI は関
 心があると思われるため。

主 管 課	まちづくり推進課
発 注 方 法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
見 積 執 行 日	令和 5 年 10 月 18 日
見積り合わせ参加者数	1 者
予 定 価 格	9,878,000 円（税込）
落 札 金 額	4,400,000 円（税込）
落 札 率	44.54%

質問・意見	回答
落札率が、45%弱ということで非常に安いと思います。この金額で、質の確保はされているのか懸念されますが、この部分について、どうお考えでしょうか。 また、何故 PPP・PFI の手法で事業を進めることになったのですか。 NPO 法人だから安かったということですか。	こちらの予定価格は、プロポーザルを行う前に参考見積書を数社から頂いておりまして、そちらを参考の価格として積算するにあたり、直接人件費から、諸経費を乗せ、積算して予定価格としております。実際に落札業者が出した金額が安いという部分があり、それについて確認しましたところ、やはり特定非営利活動法人（NPO 法人）の為、過剰な利益を取らないという方針ということで、諸経費分は乗せず、人件費相当分になっているという回答を頂いております。 また、子育て支援住宅を整備するにあたって、その事業手法として PPP・PFI 手法を取れるかどうかという部分の調査ですので、この業務自体が PPP・PFI ということではないです。 はい。おっしゃる通りです。加えて、他の事業者から頂いた見積もりですと、予定価格程度でしたので、それと比べると、ちょうど人件費分程の金額となっていると考えております。

参加業者数が結果的に 1 社しかいませんが、見積もりは数社から取ったという説明だったかと思います。参加業者が 1 社のみというのは、積算の比較ができないと思いますが、この部分に関しては検討されたのですか。

子育て支援住宅というのは、どのようなものを考えてるのですか。

あえて、集合住宅にすることでコンパクトにいろんなサービスが受けられるようなこともあるのですか。

集合形式というのは、購入なのですか。それとも賃貸ですか。

これは、汎用性のある調査ですか。他の自治体等で行われていたとして、具体的に稲敷市の名前だけ変えれば行えるような調査なのですか。

参考見積もりは 2 社から頂いています。プロポーザルを行うにあたり、PFI という手法自体が、稲敷市で今まで行った事がないという部分があり、実績のある事業者を選定する必要がありました。それについて、プロポーザルの参加要件として、令和 2 年度以降に、他の自治体等で同様の実績がある事業者という要件を入れさせて頂きました。そうしたところ、1 社の事業者は、最近はこのような業務を行った事がないということで、参加できなかったという事情があります。

集合住宅形式で、20 戸程度、1 部屋 3LDK の規模を想定してます。加えて、所得で言えば中堅層程度の子持ちの家族を対象としていまして、市営住宅に住まわれる方とは、線引きが別れるような形に考えております。

戸建てタイプと集合住宅と 2 パターンありまして、一番望ましいのは、市外から市内に来て頂くきっかけ作りの為に、入れ替わりもしやすいといった部分から集合住宅形式ということになっております。

賃貸になります。

実際の業務内容としては、先程、説明した通り財政負担の軽減効果といった決められた項目を行うという部分で言えば汎用性はございます。ただ、数値等の内容というものは、もちろん異なってくると思います。

特定非営利活動法人であっても、全く利益はいらないということはないと思います。他の審議案件でも議論がありましたが、品質の問題が出てくると思います。

結論として、PFI 可能ということですか。

先程、1 社しか対象にならなかったという説明でしたが、参加資格に記載されている「令和 2 年度以降に、PPP/PFI 手法による定住促進住宅等の整備等に関する事業に係る民間活力の導入可能性に関する調査業務の元請けとしての受注実績を有すること。」という部分が当てはまらなかったということですか。

価格のところは、見積もりを取られて作られたという説明だったかと思います。要は、見積もりを作る程の経験がある会社というのは何社か他にもあったが、直近 3 年での経験がない為、参加業者に入れなかったっていう理解でよろしいですか。

この 3 年という部分ですが、3 年ではなく、5 年だった場合は、もう少し様々な事業者が入りやすくなったりすると思いますが、この部分は何か理由があるのですか。

参加業者が 1 社のみということにならないように、参加資格要件の内容を少し広げるといった議論はされたのですか。

プロポーザルに参加して頂いた事業者に関しましては、A 市や B 市等の他の自治体での同様の業務を行っておりますので、実績としては十分と考えております。

PFI ではなく、PPP のうちの DBO という手法で行う予定です。

はい。おっしゃる通りです。

はい。

申し訳ございませんが、根拠というものはなく、キリが良い数字ということで、3 年と決めています。

申し訳ございませんが、令和 2 年度以降の実績と決めた際に、どの事業者が対象となるのかというところまで調査を行

A 市や B 市の同様の業務に関して、入札業者数は確保されていたのですか。 事業者のこのような業務内容の経験値が、蓄積されていないということであれば、様々な意見を取り入れていきたいということで、入札参加資格要件を広くする必要があるのではないかと思います。 A 社は、同様の業務を行っていませんでしたか。 要件としては、「定住促進住宅等の整備等」ということなので、子育てに限られているということでは、ないということですか。 それでしたら、最初から 1 者随意契約で行った方が良かったと思います。この形だと競争原理も求める形になると思います。 公募型プロポーザル方式が適切だった理由を説明するより、1 者随意契約を行い、その理屈を説明することの方が適切なのではないかと感じました。例えば、「幅広く応募を行ったが、参加業者が 1 社だった為、参加業者と契約締結を行います。」という説明よりも、「同様業務の経験値が非常に高く、一般的に調査した見積もりの金額よりも、リーズナブルで行ってくれるのはこの事業者しかないから」	っておりませんでしたので、議論はなかったです。 公募型プロポーザル方式ではなく、一者随意契約で行ったと伺っております。 はい。ただ、先程説明させて頂きました通り、PFI のノウハウがない為、実績のある事業者にお手伝い頂きたいという趣旨で、要件を作成させて頂きました。 はい。A 社につきましても、子育て支援住宅に関しての業務は行っていないと伺っております。 「定住促進住宅等の整備等」の「等」の記載については、個人的にもう少し工夫した文言にするべきだったという風に反省しているところでございます。 はい。おっしゃる通りです。その部分に関しましては、反省しております。
---	---

というような説明が適切と思います。加えて、公募型プロポーザル方式という形になっていますが、実際にプロポーザル方式のメリットが生かされているのかという部分に関しては、市民の目から見ても、疑問に思うところではあると思いますので、様々な選択肢がある中で、市民の疑問にきちんと答えやすいような方法で、進めて頂くということも必要であるかと思いますので、この部分も含めて、検討して頂ければと思います。

事案 6：稲敷市子育て支援センター運営業務委託 【抽出理由】 予定価格・契約金額が最高額であり、住民にも関心があると思われる案件であるため。	
主 管 課 こども支援課 発 注 方 法 随意契約（指名型プロポーザル方式） 見 積 執 行 日 令和 6 年 2 月 13 日 指 名 業 者 数 3 者 企画提案参加者数 2 者 予 定 価 格 100,800,000 円（税込） 落 札 金 額 100,200,000 円（税込） 落 札 率 99.40%	
質問・意見	回答
そもそも、このような業務を民間に委託する理由はどこにあるのですか。 市で人材確保が難しくなり、民間に委託するという考えが浮かんだということですか。 では、今回初めて行う業務ということですか。 結果として、令和 6 年度に発注をかけた際には、人員が確保できたということですか。 子育て支援センターの運営委託業務は、市の分を一括して発注しているという理解でよろしいんですか。	委託することになった経緯ですが、支援センターの支援員の人材確保というのが、第 1 の理由になります。令和 5 年度中に、1 人が自己都合で退職されまして、その後もさらに 3 人の方が退職するということがあり、色々と募集をかけましたが、中々人材が集まらないということで、民間委託するという形になりました。 はい。 おっしゃる通りです。 現在のところ人員は確保できております。 子育て支援センター業務を、一括して委託するものでございます。

子育て支援センターというのは、市内に2か所以上あるということですか。

(他の委員より)

その場合、今後において、業務を2つに分けて行うことも考えているのですか。質問の理由として、1社に委託してしまうと、競争性が働かないので、1ヶ所ずつ、別々の事業者に委託するべきと個人的に考えております。

他の市町村だと、幼稚園等に委託していると思いますが、そのような事はないのですか。

それ以外にこの市の施設でもやってるということですか。

県南地区において、子ども数が減っているということをよく聞きますが、資料の「稲敷市子育て支援センター登録見込み数」を見ますと、子どもの数が今後伸びるような傾向で作成されていますが、何か根拠があるのですか。

実際のところ、民間企業に委託したことのメリットはありますか。

新利根公民館と東支所にございます。

稲敷市内でも、保育所で支援センターを実施しているところが3ヶ所ございます。

はい。

新生児の約半数が、申請を行い、登録して頂いているような状況でございます。加えて、今回民間に委託したということもありますが、さらなる努力をすることによって、少しずつ登録者数を増やしていかなければならないと考えております。

実際、業務を行い始めて4ヶ月目ですが、新型コロナウイルス流行前は、年間約1万人の利用がありました。コロナ禍になって、2000人程まで落ち込みまして、現在では約5000人まで回復したところになります。その部分についても、委託した民間企業がイベント等を実施することにより今後、利用者数を、コロナ前位までには、増やしていきたいと考えております。

稲敷市では、これを利用する対象者はどのような方なのですか。

資料の人件費の部分に関してですが、保育補助の２名について、備考欄に「7.5 時間 256 日勤務」と記載があります。この保育補助というのは、他の指導員等の支援を補助する非常勤の補助員という扱いというふうに見ておりますが、補助員の方というのは、このようにフルタイムで働くような想定になるのですか。指導員の方よりも、働く時間が少ないイメージがあるのですが。

基本的に、非常勤というのは、新利根公民館と東支所を行き来する為、常にいるわけではないということですか。

随意契約理由書に記載されている、具体的な理由が、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による」とだけ記載されています。簡単にいうと「この条文にあたる理由はこの条文です」ということになりますので、具体的な理由の説明になっていないと思いますが、通常もこのような説明の仕方をなさっているのですか。

すみません。別紙においても、随意契約する理由については特に出てきていないと思いますが、抜けているのですか。

子育て支援センターは未就園児を対象としておりますので、0 歳児から 3 歳までとなります。

指導員と保育補助の違いとしまして、資格の有無になり、基本的には、働く時間は同じという形になっております。

おっしゃる通りです。

本来であれば、別紙での説明ではなく、この随意契約理由書に具体的理由を記載し、その下に記載されています、(準拠法令)の部分に「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による」の記載をするのが通例となっております。

申し訳ございません、その部分に関しましては、今回随意契約理由書の方でも抜けていると思います。詳しく説明させて頂きますと、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、「業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、契約目的を達成することができない」と

実質的には別紙のところで、プロポーザルを行う理由が、随意契約を行う理由になるということが記載されていますが、そこが上手くリンクしてないという理解で合っていますか。 設計書の内訳書を見ますと、報償費の備考欄に「提供会員への報償費」と記載がありますが、この提供会員というのは何なのかということと、報償費を払う理由は何ですか。 預かる会員に対する感謝料ということですか。 預かる側は最初会費を支払うが、報償費で返ってくるということですか。 預ける方の負担が少ない形で行えるということですか。 概ね問題なく移行されていると思います。一部ちょっと形式的な不備の部分が	というような場合になります。プロポーザルへの参加資格要件を満たす者の中から参加させることが適当と認める者を指名し実施する場合には、この 167 条の 2 第 1 項第 2 号になりますので、そういった説明を記載すべきだったと思います。 はい。 報償費に関しましては、ファミリーサポートセンター事業というものがございます。その事業の中で、子供を預けたい会員と預かる会員となっていますが、預ける会員の費用と、預かる会員の費用の差額が発生します。その分を報償費として、預かる会員に支払う金額となります。 預けたい方もお金を支払いますが、預かる方は金額が少し高い為、その差額になります。 預かる方は、預ける会員の分とこの報償費の中から合わせた金額を受け取ることになります。他市では同額で行っているところもありますが、そうすると報償費はないという形になります。 おっしゃる通りです。
--	--

あるかと思しますので、ご注意いただければと思います。	
----------------------------	--